

○対象森林

Q1	対象森林の地目は原野や田、畑でも良いのでしょうか。
回答	<p>原野は、現況が森林であれば、交付金の対象となります。          田、畑は、現況が森林であれば、農業委員会が発行する非農地証明書を添付することで、対象森林とすることができます。          共通：（様式第4号）対象森林の現況が判る写真を添付</p> <p><b>注：交付金の交付条件で、実施が完了した翌年度から起算して5年以内に交付金の活動森林を森林以外の用途に転用する行為又は活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為並びにその他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとした場合は、当該対象森林部分に相当する交付金を返還することになっています。ので注意願います。</b></p>

○申請書・協定書

Q2	申請様式の一覧⑩の対象森林の所有者を証明できる資料 対象森林の所有者を証明できる資料（登記簿（登記図）、固定資産税課税明細書等）（写）とありますが、森林所有者名が表記されている森林調査簿でもよいのでしょうか。
回答	<p>森林調査簿は、森林所有者が相続等により変更されていない場合があるため、【様式第6号】森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（写）の森林所有者名と相違する場合があることから、確認するための登記簿（写）を添付していただきます。          なお、相続等で共有になった場合は、【様式第6号】の協定書（写）の押印は共有者全員の押印が必要になります。また、共有者よりの代表共有者への委任状の添付が必要です。</p>
Q3	森林所有者と森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書を昨年の申請時に作成し、原本を両者が1部ずつ保存しています。2年目もその内容に変更はありません。その場合、新しく協定書を作成せず、1年目に作成したものを2年目の協定書として写しを提出可能ですか。それとも内容に変更がなくても、前回のものを破棄し、新しく作成する必要がありますか。
回答	<p>協定書の内容に変更がなければ、新たに協定書を作成する必要はありません。          前年の（写）を添付してください。</p>
Q4	森林所有者（土地所有者）から受領すべき書類は、委任状、土地の登記簿謄本で良いのでしょうか。
回答	<p>（様式第6号）森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（写）に、活動団体と森林所有者の押印が必要です。加えて対象森林の区域図、対象森林の所有者を確認するための登記簿（写）が必要となります。</p>
Q5	申請様式の一覧⑫（様式第8号）資機材購入内訳書については、令和3年度から開始している場合、令和4年度分だけでなく、3年度、5年度購入予定を表記するようになります。5年度については未定部分もあることから、現時点の内容でよろしいのでしょうか。また、来年度を記入した場合、見積もりも必要でしょうか。
回答	<p>この申請書は、新たな様式として添付していただくこととなります。          この様式には、3年度は実績、4年度は購入金額（見積書）、5年度は現時点で把握している金額を記載願います。なお、5年度の見積書は不要です。</p>

○規約について

Q6	NPO法人（特定非営利活動法人）が交付金を申請する場合、（様式第5号）活動組織規約は、どのようなものを作成すればよろしいでしょうか。
回答	2月21日に開催した「森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金制度説明会・活動報告会」において説明した「森林山村多面的機能発揮対策事業の進め方」の資料P14 1)イに記載のとおり、「様式の要件を全て満たしていること。」となっております。 NPO法人場合は、既存の組織を活用して活動を行う場合は、足りない条項を細則等で別に定めていただく方法と、新たな活動組織を設立し、個人会員と別にNPO法人会員が加入することも考えられます。資料は、本協議会のホームページに掲載してあります。

○交付金の対象

Q7	森林資源利用タイプの活動はこれまで、薪材の伐採などをしてきておりましたが、今回から、資源利用として「落ち葉たい肥づくり」にも取り組みたいのですが、活動の対象になりますでしょうか？ 活動は、落ち葉の集積、落ち葉の積上げ、切り返し、水の散布、たい肥の搬出等となります。
回答	森林資源利用タイプの活動目的は、未利用の広葉樹や人工林の間伐材の伐採・搬出等の作業への支援であり、この作業により発生した「枝葉の集積」、「枝葉の搬出」にかかる作業は、交付金の対象となりますが、それ以外のご質問にある切り返し、水の散布、堆肥の運搬については、対象にはなりません。

○活動写真

Q8	活動写真について、「活動日毎の写真は、集合写真のみ必須。」とありますが、作業前、作業中、作業後の写真は1小班につき、1年間で最低1枚ないし2枚ずつ撮ればいいという事ですか。簡単にまとめると、・毎日の集合写真・小班ごとの活動写真（年間を通して1,2枚ずつ）これらの写真だけで良いという事でしょうか。
回答	活動写真は、活動森林における活動前後の違い、作業状況が判るようにするため撮影するもので、「作業起番（地番や小班ごとで林相が同じ区域）」の写真撮影箇所（作業前後の違い、作業状況が判る）は、1ha未満：1箇所、1ha～5ha：2箇所、6ha～10ha：3箇所、11ha以上：4箇所以上が必要との見解になりました。 なお、「活動日毎の写真は、集合写真のみ必須。」となっておりますことから、書類整備で活動費を使う場合は、集合写真は必須になりますので注意願います。

○保険加入

Q9	申請が通った後の質問ですが、活動日毎に掛けるタイプではないものにしたと思っています。具体的な保険の名前が知りたいです。
回答	森林・山村多面的機能発揮対策事業の進め方のP35に記載してあります。東京海上日動火災保険会社に確認願います。

○経理処理

Q10	経理処理について、実務的な相談をするところはありませんか？ 法人ではない団体を考えています。お手本になるようなものが見たいです。
回答	経理処理については、HPに載せてあります様式類の5. 実施報告に必要な資料の番号4の【記載例】（様式第17号）金銭出納簿を参照願います。なお、それでも不明なところがある場合には、地域協議会へ確認願います。

○森林山村アドバイザーの活用について

Q11	森林山村アドバイザーを活用するのは、具体的にどのような時に活用できるのか
回答	活動組織で解決することができない課題を解決するために、2月21日に説明した事業の進め方の資料P9に記載してあります①～⑥の項目の分野別に該当する専門的知識を有する者を林野庁が認定し解決するのが、森林・山村アドバイザーです。活動組織からこれらの課題解決依頼により、地域協議会で専門的知識を有したアドバイザーを選び、活動組織に向いて指導し解決するのが森林山村アドバイザーです。具体的に、活用する事例としては、活動組織で「モニタリングの目標設定等が判らない」、「森林施業方法について技術指導」、「交付金の実施報告書類の整理」がよく分からないなど、森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動に関するものであれば活用できますが、活動組織の活動に参加することには活用できません。 なお、申請様式や要領等は、5月を目処にHPに掲載予定です。